

# 令和5年2月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年2月21日（火）午後2時00分～午後3時34分
場所	さぬき市役所 寒川庁舎 3階301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～5号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第6～11号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第12～14号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第15～23号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第24号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について (会長提出議案第25～35号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第36号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	12 十川隆行、16 藤澤 明
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし



それではご説明させていただきます。今回の3条の案件は5件ございまして、面積にして12,911㎡、19筆です。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号についてご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目、現況地目ともに畑、地積284㎡。譲渡人の申請事由、借入地売買、譲受人の申請事由、借入地の取得。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は15,571.02㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南東約600mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

続いて、会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和5年2月1日。譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●●●様。申請地については、現況地目が一部宅地となっている土地が重複されて計算されていますので、正しい筆数と地積に訂正させていただきます。それでは、申請地が●●●●●●●●●●●●●●●●番●●他9筆で、台帳地目、田が8筆、台帳地目、畑が2筆で、地積の合計が4,343㎡になります。譲渡人の申請事由は負債整理、譲受人の申請事由は競売による取得です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4,062.51㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南南東約1.1kmに位置しています。現況宅地と記載されている部分につきましては、農業用施設及び耕作道となっているため、農地取得後に制限除外等の手続を取ってとってもらいます。昨年11月の定例会で承認されて、競売買受適格証明を交付していた案件で、申請者は申請地の保全管理も行なっており、下限面積要件を満たしています。

次に、会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●他1筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積の合計が2,779㎡。譲渡人の申請事由は労力不足、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、貸付けしていた2,355㎡の農地を解約するため、経営面積の合計は3,188㎡になります。受人従事数は2人です。資料と致しましては3ページとなります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約1.2kmに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行なっております。

続いて、会長提出議案第4号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目、現況地目ともに田、地積677㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、1,891㎡の農地を借入れするため、経営面積は4,990.11㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の北約220mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

会長提出議案第5号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●

●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番他4筆。台帳地目、現況地目ともに、田の土地が4筆、畑の土地が1筆、地積の合計が4,828㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止で、譲受人の申請事由が新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、新規就農者のため、今の経営面積は0㎡、受人従事数は2人となっております。資料と致しましては5ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約2.2kmに位置しております。なお、申請人は新規就農者であるため、定例会開始前にヒアリングを行っております。農地取得後は、サツマイモ、ジャガイモ、トマト、タマネギ、ミカンを作付していく予定です。

農地法第3条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 会長提出議案第1号、第2号について報告します。2月15日に委員、推進委員全員で現地確認を行いました。先ほど事務局が説明したとおりで、借入地の競売による取得ということで、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員 第3号議案についてご説明致します。私たち2月18日に現地確認を行いました。2枚の田んぼをはっきり見ました。今は小麦が植えられていて、田んぼの状態も大変よろしく、保全管理がきちんとできておりましたので、よろしいということで私たちは認めることにしました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

次の第4号議案、これにつきましても2月18日、現地確認を行いました。草も取られて、その枯れ草もきちんと整理されておりました。農地の保全管理は言うことありませんでしたので、私たちこれを認めることにしました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員 ご報告申し上げます。先ほど、別室におきまして新規就農という形でヒアリングを行いました。これから頑張ってください。もともと地元の方ですので、それと、●●●●●の元会長さんがバックアップでついていただいておりますので、もともと●●の人がやることですので、非常に機械、道具類も全てそろっておりますので、私らも見守りながら応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。  
続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号から第11号を議題とし、一括上程致します。  
では、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の3ページをお開きください。今回の非農地証明案件は6件ございます。対象農地は8筆で、面積が17,979㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第6号、地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目雑種地、地積46㎡です。申請理由は、国調時に隣接する宅地に吸収され、その後、宅地に分筆した時の残地で、狭小であり耕作ができない農地であるためです。お手元の資料6ページ、7ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●から南東へ約580mに位置しております。申請地は平成28年に相続されております。申請地は国土調査により昭和52年に隣接する宅地に吸収され、平成2年に分筆されて現在の農地が残りましたが、狭小であるため耕作不能であることから今回の申請となりました。位置図は資料6ページ左側、現況写真は資料7ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第7号、地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目山林、地積14,554㎡です。申請理由は、平成13年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料8ページから10ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●から南東へ約580mに位置しております。申請地は平成28年に相続されております。申請地はブドウ園を営んでおりましたが、申請者の夫が体調不良となり農地の管理が十分に行えなくなり、平成28年に申請者の夫が亡くなってからは管理する者がいなくなり、荒れ放題となり山林化しました。また、申請地は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料8ページ、現況写真は資料9ページ右側と資料10ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第8号、地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●●他2筆です。台帳地目3筆とも畑、現況地目3筆とも山林、地積3筆合計で1,318㎡です。申請理由は、昭和52年頃から40年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の11ページから16ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●●●●●●●番●●は北西約780m、他2筆は西約330mに位置しております。申請地は平成15年に相続されております。申請地は昭和43年頃に申請者の父が相続しましたが、農業経験がほとんどなく企業に就職したことなどから、昭和52年頃から耕作放棄となり山林化し、申請者も県外在住のため農地の管理ができないために今回の申請に至りました。また、申請地は3筆とも再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料11ページ、12ページ、写真方向図及び現況写真は資料14ページから16ページとなるのでご確認ください。

会長提出議案第9号、地区番号5、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目宅地、地積184㎡です。申請理由は、農業用倉



たちが見に行ったときには●●●●の人が来て、きれいに枝打ちされており  
ました。それは12ページの地図を見たら分かると思うんですけど、この山  
の下の●●さんが下で畑を作っているんです。そこへ枯れ枝とか枯れ葉が飛  
んできて困るので、どうにかしてくれんかと言ったんですと。そうしたら●  
●さんがそれを聞きとどめてくれて、●●●●の人が来て枝打ちをしており  
ました。枝打ちはしているんですけど、山はその状態で置いておくそうで  
す。だから、今はきれいな状態です。

それで、もう1枚の小串の210㎡、これは現地まで行ったんですけども、  
ぐるりイノシシの防護柵があって中へ入れませんでした。それで、池の  
所から見ましたら、すっかり山林化しておりましたので、私たちはこれはい  
かんなどということ結論を出しました。よろしくご審議いただきたいと思  
います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

十河道夫委員 報告を申し上げます。第9号ですが、無断転用です。亡くなったお父  
さん、昭和48年かそのぐらいに建てた倉庫がもう既に無断転用でしたので、  
取りあえず今、この後、31号に関連致しますので、農振除外の申請が出  
ておりますので、順番を間違わずに申請を出しながら、今現在、工事してい  
ることもありますので、それが●●●●への通学路になっておるので、問題  
があるんじゃないかという話が出ました。けど、取りあえず●●さんときち  
んと話をして、前へ進めていきたいと思しますので、何とか許可を頂きたい  
と思います。

第10号ですが、これはもうそのまま耕作不能の状態になっております。

11号ですが、これも同じような、耕作はちょっと難しいというふうに判  
断致しましたので、ご報告申し上げます。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号から第11号につしまし  
て質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第11号につきましてお諮りします。議案第6  
号から第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第11号を原案のとおり認めることと致しま  
す。

続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提  
出議案第12号から第14号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 ご説明させていただきます。今回の4条の案件は3件ございまして、面積  
にして849㎡、3筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書4ページからご  
ざいます。

会長提出議案第12号についてご説明させていただきます。地区番号2、  
受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●、●●●●●様。申請  
地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積6  
63㎡。転用目的、貸店舗用地、建築面積335.35㎡。工事着完予定年  
月日、昭和55年1月1日から昭和55年9月18日。農地区分、第2種農

地。無断転用是正案件となります。資料と致しましては24ページから25ページで、位置図を24ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の西約650mに位置し、隣接については、雑種地、堤及び道路、水路に接しております。このたび既に貸店舗用地として利用している申請地の無断転用が判明し、是正するため転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続いて、会長提出議案第13号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目宅地、地積41㎡。転用目的、既存宅地の拡張、建築面積325.59㎡。工事着完予定年月日、平成6年1月1日から平成6年12月1日。農地区分、第2種農地。無断転用是正案件となります。資料と致しましては26から27ページで、位置図を26ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南東約160mに位置し、隣接については、宅地及び道路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、既存宅地の拡張として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続いて、会長提出議案第14号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年2月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積145㎡。転用目的、既存宅地の拡張、建築面積323.37㎡。工事着完予定年月日、平成25年5月20日から平成26年3月10日。農地区分、第2種農地。こちらも無断転用の是正案件となります。資料と致しましては28から29ページで、位置図を29ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●の東約80mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明し、既存宅地の拡張として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

農地法第4条に基づく申請審議についてご説明は以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区。

松岡浩二委員 会長提出議案第12号ですが、2月15日に現地確認を行いました。現地は車の修理工場となっております、その一部の田がもう既に無断転用で使われておりました。本件は無断転用の是正ということで、よろしくご審議をお願いしたらと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

岡村義弘委員 13号については、この●●さんが、この地図で言うたら26ページの左側のところで、下の宅地から道路がSカーブになつとる所ですけど、最初の、この高速ができたときの計画では、本人にはここ直接で入るような指示があ





●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積498㎡。

議案第17号、地区番号4、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、持分2分の1、●●●●●様、持分2分の1、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他4筆、台帳地目、現況地目、畑が1筆、田が4筆。地積の合計は2,540㎡。

議案第19号、地区番号4、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田。地積15㎡。

議案第20号、地区番号4、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田。地積696㎡です。

転用目的は分譲住宅用地で、建築面積は898.58㎡。工事着完予定年月日は令和5年5月20日から令和8年5月20日までです。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地。昨年2月の定例会で農振個別除外の審議をしている案件です。資料といたしましては、32から38ページとなり、位置図を32ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●●●の東約100mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は建設業を営む法人であり、分譲住宅用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第18号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、持分2分の1、●●●●●様、持分2分の1、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、持分2分の1、●●●●●●●●●●様、持分2分の1。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計15㎡。転用目的、既存宅地の拡張、建築面積136.45㎡。工事着完予定年月日、令和5年5月1日から令和5年6月20日。権利は所有権移転売買で、農地区分、第2種農地。こちらも昨年2月の定例会で農振個別除外の審議をした案件です。資料と致しましては、39から40ページとなり、位置図を39ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●●●の東約130mに位置し、隣接については、田、宅地及び水路に接しております。申請地は、現況のコンクリートの境界と公図上の筆界にずれがあり、先ほどご説明させていただきました議案の分譲住宅の造成に合わせて、残地となる申請地を隣接する宅地の既存住宅の拡張という形で転用申請するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第21号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、被相続人、●●●●●様、法定相続人、●●●●●様、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田。地積268㎡。転用目的、非農家の自己住宅、建築面積134㎡。工事着完予定年月日、令和5年3月31日から令和6年1月15日。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地です。資料と致しましては41から42ページで、位置図を41ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●●、●●●●●●●●●●の南西約130mに位置し、隣接については、田及び宅地に接しております。申請人は現在

借家にお住まいですが、家族が増え手狭になり、自己住宅の建築に適した土地を探していたところ、土地所有者が管理に困っていた当該申請地の紹介があり、申請に至りました。なお、土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第22号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田。地積244㎡。転用目的、貸駐車場用地、建築面積0㎡。工事着完予定年月日、令和5年5月10日から令和5年7月10日。権利は所有権移転売買、農地区分は第2種農地です。一部無断転用の是正案件となります。資料と致しましては43から44ページで、位置図を43ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●の南東約100mに位置し、隣接については、田、宅地及び水路に接しております。申請者は貸駐車場用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。申請地の一部が宅地化しておりますが、譲渡人の家の入り口として既に一部無断転用となっておりますので、その無断転用部分の是正も含めた転用となっております。土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第23号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年2月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田。地積307㎡。転用目的、分譲住宅用地、建築面積115㎡。工事着完予定年月日は、誤りがありましたので訂正させていただきます。正しくは令和5年4月1日から令和6年3月20日となります。権利は所有権移転売買、農地区分は第2種農地。昨年10月の定例会で農振個別除外の審議をした案件です。資料と致しましては45から46ページで、位置図を45ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●の南約540mに位置し、隣接については、田、雑種地及び道路、水路に接しております。申請者は不動産業を営む法人であり、分譲住宅用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上で、農地法第5条に基づく申請審議についての説明を終わります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

会長提出議案第15号ですが、2月15日に現地確認を行いました。耕作放棄地のような状態で現在あります。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

芳竹和政委員

それでは、ご報告致します。16号、17号、19号、20号、いずれも分譲用住宅用地で問題なかろうかと思われま。

18号についてもその関連の転用でございますので、問題なかろうかと思

われます。どうぞご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員　　21号、22号、23号、いずれも事務局の報告のとおり問題なしと判断を致しましたので、ご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号から第23号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第15号から第23号につきましてお諮りします。議案第15号から第23号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第15号から第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6　農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第24号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番が●●委員さんの除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局　　会長提出議案第24号についてご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書7ページから10ページとなります。

個人18件、中間管理機構19件の合計37件となっております。37件のうち新規21件、再設定16件となっております。

37件のうち賃借権7件、使用貸借権30件となっております。賃借権の内訳と致しまして、10,000円が1件、5,000円が4件、物納2件となっております。

期間は、10年13件、6年9件、5年9件、3年5件、2年11か月1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた54件について説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人27件、法人27件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権5件、使用貸借権49件となっております。期間は10年29件、6年22件、3年3件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）　　説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りますので、番号指定の上、ご発言をお願いします。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から4番を除く議案第24号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。  
続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の松岡委員の関係議案である1番から4番の審議に入りますので、松岡委員の退場を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は4件で、4件とも使用貸借権、期間は4件とも10年となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。  
以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 続きまして、日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第25号から第35号までを一括上程致します。  
なお、今月の議案で、議案第26号は寒川委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。  
では、事務局より説明を求めます。

事務局 今回の農業振興地域整備計画変更の答申は、●●委員さんの案件を除き、農用地域からの除外が9件、農用地域への編入について1件あります。  
それでは、農用地域からの除外の個別案件から説明致します。議案書11ページをご覧ください。  
会長提出議案第25号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆です。除外後の用途は駐車場です。申請の位置でございますが、資料47ページをご覧ください。●●●●●●●●●●から南西約780mに位置しております。  
会長提出議案第27号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料51ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南約380mの所に位置しております。  
会長提出議案第28号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料53ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南約380mの所に位置しております。  
会長提出議案第29号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●●番●他3筆です。除





て異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第26号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達いたします。

退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長）

続きまして、日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第36号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、番号③は●●委員の関係する議案になります。除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第36号の①から説明させていただきます。●●●●、●●●●。住所が●●●●●●●●●●番地●●●●、生年月日は●●さんが昭和●●年●月●●日、●●さんが平成●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。現在、有機野菜を生産しております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（1）生産につきまして、葉物類は現在、作付面積20aで生産量が500kgですが、5年後は作付面積を30aに拡大し、生産量750kgを目指します。イモ類は現在、作付面積が20aで生産量が1,050kgですが、5年後は作付面積を30aに拡大し、生産量1,575kgを目指します。果菜類は現在、作付面積15aで生産量が300kgですが、5年後は作付面積を20aに拡大し、生産量450kgを目指します。根菜類は現在、作付面積10aで生産量500kgですが、5年後は作付面積を20aに拡大し、生産量1,000kgを目指します。ハーブは作付面積2aで生産量30kgですが、5年後は4aに拡大し、生産量60kgを目指します。エディブルフラワー類（食用花）は作付面積1aで、5年後は2aに拡大します。こちらは生産量の表示が難しいので、作付面積のみになります。マイクロリーフは現状栽培しておりませんが、5年後までに作付面積1aで生産量10kgを目指します。唐辛子は作付面積5aで生産量300kgですが、5年後は15aで生産量900kgを目指します。

（2）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、唐辛子等の加工販売を5年後までに実施し、100万円の売上を目指します。有機野菜の直売所も計画しており、5年後までに50万円の売上を目指します。また、農業体験や有機野菜を使った料理教室も計画しております。

（3）農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で、借入地の田が現状99aですが、5年後までに所有地を88aとし、借入地を34aにし、23aの増加を目指します。イの農業生産施設につきましては、現状ビニールハウスが1棟の100㎡ですが、5年後までに1棟増やし、200㎡になる予定です。研修兼加工施設として自宅の倉庫1棟80㎡を改修予定です。格納庫が1棟100㎡ですが、5年後までに1棟増やし、200㎡になる予定です。

現在100種類近い野菜を栽培しており、年間売上も確実に上がっております。リスク回避を図るため、栽培実績の管理をデータ化して生産量の向上を図っております。販売先につきましても、●●●●●●●●や●●●●への店舗販売から、ふるさと納税や県外向けの定期便にシフトしており、固定客が増えているところです。

現状の年間所得250万円から5年後550万円を目指します。認定新規就農者の認定期間終了に伴い、認定農業者の認定を受けるものです。有機野菜で確実に実績が上がっており、今後の営農が期待できる農業者ですので、認定農



業者の新規認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

番号②の●●●●。住所が●●●●●●●●●●●●●●●●●●の●、生年月日が昭和●●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。現在、ネギ、ブロッコリー、WCS、水稻を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、ネギは現在、作付面積が120aで生産量が15,600kgですが、5年後は作付面積を200aに拡大し、生産量26,000kgを目指します。ブロッコリーは現在、作付面積が100aで生産量が9,000kgですが、5年後は作付面積を200aに拡大し、生産量18,000kgを目指します。WCSは現在、作付面積が400aで生産量が240ロールですが、5年後は作付面積を800aに拡大し、生産量も480ロールを目指します。水稻は現在、作付面積が100aで生産量が4,500kgですが、5年後は作付面積を200aに拡大し、生産量9,000kgを目指します。

(3)の農用地及び農業生産施設は、アの所有地の田が159aと畑が1aですが、こちらは5年後も変更はありません。借入地につきましては現在554aですが、5年後までに1,100aに増やします。

農業委員会や農地機構を通じて作業効率の高い農地を確保し、規模拡大を図っていきます。年間所得270万円から5年後410万円を目指します。認定新規就農者の認定期間終了に伴い、認定農業者の認定を受けるものです。5年間の実績もあり、今後の営農が期待できる農業者ですので、認定農業者の新規認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長(会長) 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がございましたら、報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区から。

大塚ノブ子委員 それでは、●●●●さん、●●●●さんのご報告を致します。私も今日初めてお会いしたんですけれども、とても感じのよい人です。それで、44歳、32歳と若いご夫婦でした。複合経営をされて、有機栽培をされているそうです。でも、考えもしっかりしていて、この先、将来明るいのではないかと思います。よろしくご審議お願い致します。

議長(会長) 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

芳竹和政委員 ●●さんの場合ですが、5年間、新規就農で5年間たち、立派な経営効率を上げておられます。他の見本となるような経営でございますので、ぜひご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長(会長) 地区代表委員の報告が終わりました。議案第36号の番号①、②につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長(会長) それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第36号の番号①、②についてお諮り致します。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、議案第36号の番号①、②について原案のとおり承認することと致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第36号の番号③の審議



	号の番号③について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第36号の番号③を原案のとおり認めることと致します。退席されている岩澤委員さんの再入場を認めます。</p> <p>（岩澤委員 着席）</p>
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、事務局、何かありませんか。
事務局	<p>そうしたら、その他ということで、事務局のほうから農地法の改正のお知らせをさせていただきたいと思います。</p> <p>昨年の5月の国会で農地のほうが改正されまして、今、農地法の3条で所有権の移転、農地を取得しようとするときの許可条件の中に下限面積要件というのがあるんです。皆さんご存じのとおりなんですけども。今、さぬき市では4,000㎡、今持っている経営農地とこれから取得する農地の合計が4反以上ないと取得できんという条件があるんですが、これが今年の4月1日施行になりますので、4月1日以降の許可からもうこの下限面積要件はなくなります。</p> <p>その他の要件につきましてはまだ変更があるというふうにはなっておりませんので、また何か変更などありましたら、その都度ご連絡させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
事務局	続きまして、今月から、農業委員と農地最適化推進委員の募集が来ておりますので、担当から少し説明させていただきます。
事務局	<p>令和5年7月19日をもって現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了するために、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集しております。その受付期間は令和5年2月21日から3月22日の平日の午前8時半から5時15分となっております。</p> <p>また、申請書につきましては、農業委員会事務局及び寒川の支所で配布と、あと、インターネットからでもダウンロードできるようになっています。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>続いて、次回の定例会なんですけども、3月24日の金曜日、午後1時半から本庁の3階、301、302会議室で行いますので、また予定のほうをお願い致します。</p> <p>それから、農業経営改善計画認定書、その資料につきましては後で回収しますので、机の上に置いておいていただいたらと思います。</p> <p>それから、この後、定例会が終了した後に、全国農業会議所の方と香川県農業会議の方が来られまして、全国農業新聞の普及の推進と、あと先ほど藤川のほうからありましたが、農地法の一部の改正がございましたので、そのあたりの説明を引き続きしますので、引き続きご出席をお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	農地集積専門員の方、何か。
農地中間管理機構	ございません。
議長（会長）	本日上程の議案については以上です。

以上をもちまして、令和5年2月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

( 3時34分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 3 番

署名委員 7 番